



2025 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 白 銅 株 式 会 社
代表者の 代表取締役社長 角田 浩司
役職氏名
(コード番号：7637 東証プライム)
問合せ先 管理部長 水野 智史
責 任 者
電話番号 03 (6212) 2811

業績連動報酬制度の一部改定および 「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績連動報酬制度を一部改定するとともに、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の変更を決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度改定の目的等

当社は、2023 年 6 月 28 日付「業績連動報酬制度の一部改定および「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の変更に関するお知らせ」で公表しましたとおり、2024 年 3 月期より、当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に支給する業績連動報酬を金銭および譲渡制限付株式により構成する制度（以下「旧制度」といいます。）を導入いたしました。

このほど、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、旧制度の業績連動報酬における金銭および譲渡制限付株式の構成割合を見直すこととしました。ただし、業績連動報酬の支給規模や算出方法は旧制度と相違ありません。

この見直しに伴い、監査等委員である取締役（社外取締役は除く）においても、業績連動報酬の一部（株価連動賞与）を金銭ではなく譲渡制限付株式により構成することといたしました。但し、社外取締役に支給する株価連動賞与につきましては、非金銭報酬として譲渡制限付株式の付与は行わず、旧制度と同様に引き続き金銭報酬として支給するものであります。（以下、変更後の制度を「本制度」といいます。）。

本制度は、2026 年 3 月期の業績に応じて 2026 年 7 月に支給する業績連動報酬から適用することを予定しております。また、本制度に基づき各年度に支給する金額および株式数の上限その他の具体的な内容は、毎年の定時株主総会において個別にご承認いただくことを想定しており、初回支給分につきましては、後記の[本制度の概要]記載の内容を含む議案を 2026 年 6 月開催予定の定時株主総会に上程する予定であります。

[本制度の概要]

社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式として当社の普通株式（以下「本株式」という。）について、発行又は処分を受けることとなります。また、本制度による本株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（譲渡制限期間）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

2. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の変更

本制度の導入に伴い、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を下記のとおりに変更いたします。

(1) 基本報酬に関する方針

基本報酬は、役位、常勤、非常勤の就任期間で区分してそれぞれ算定しております。

また、監査等委員を除く取締役の基本報酬については、指名・報酬等諮問委員会での審議を経て取締役会で決定し、監査等委員である取締役の基本報酬については、監査等委員会決定しております。

(2) 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、業績連動賞および株価連動賞より構成されております。

・ 選定した業績指標の内容および当該業績指標の選定理由：

業績連動賞については、税金等調整前当期純利益を業績指標とし、また、株価連動賞については、当社株価とTOPIX（東証株価指数）を業績指標としております。これは、株主と取締役の利益の関連性を強め、取締役会における取締役の適正な判断を促す業績指標として適切と判断したためであります。

・ 業績連動報酬等の算定方法：

（業績連動賞A）

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対して、当該事業年度における税金等調整前当期純利益に対して、役位別の配分率を乗じた上で、利益水準を勘案し支給額を決定しております。

（業績連動賞B）

監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対して、当該事業年度における税金等調整前当期純利益から、過去3事業年度における税金等調整前当期純利益の平均を減じた金額に対して、役位別の配分率を乗じた上で、利益水準を勘案し支給額を決定しております。

（業績連動賞C）

監査等委員である取締役（常勤）に対して、職務実績等を勘案し、基本報酬月額に支給割合を乗じた上で、利益水準を勘案し支給額を決定しております。

（株価連動賞）

全ての取締役に対して、当社平均株価の対前年上昇率（当該事業年度における四半期決算月の平均）が、TOPIX（東証株価指数）の同上昇率を上回った場合に限り、その割合に応じて定められた支給倍率を基本報酬月額に乗じて得た金額を支給しております。

（特別賞）

報酬等の決定方針等は定めておりませんが、取締役会において特別賞を支給することを決議し、社員に対する同賞の支給水準を勘案し支給額を決定しております。

なお、業績連動報酬等としての取締役賞を上記方法にて算定のうえ、定時株主総会において取締役賞と総額の決議を経て、監査等委員を除く取締役の個別の賞については、取締役会で決定し、監査等委員である取締役の個別の賞については、監査等委員会決定しております。

(3) 非金銭報酬等に関する方針

社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）に非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与するものであります。

対象取締役のうち監査等委員でない取締役に対しては、業績連動賞Bとして支給すべき金額、または業績連動賞Aと業績連動賞Bを合算した金額の20%に相当する金額のいずれか高い金額、および株価連動賞として支給すべき金額を譲渡制限付株式報酬に充てるための金銭報酬債権として

支給します。

対象取締役のうち監査等委員である取締役に対しては、株価連動賞与として支給すべき金額を譲渡制限付株式報酬に充てるための金銭報酬債権として支給します。

対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものであります。

(4) 報酬等の割合に関する方針

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の種類別の報酬割合については、業績連動報酬等が前記「(b) 業績連動報酬等に関する方針」のとおり当社の業績および株価に連動して割合も変動するため、基本報酬および業績連動報酬等の具体的な割合は定めておりませんが、今後も、業績連動報酬等の導入目的が株主と取締役の利益の関連性を強め、取締役会における取締役の適正な判断を促すことにある点を踏まえ、指名・報酬等諮問委員会の答申内容も尊重しながら、適切な割合について引き続き検討してまいります。

(5) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬については、毎月一定の時期に支給しております。また、業績連動報酬等については、支給要件を満たした場合、毎年一定の時期に支給しております。

(6) 報酬等の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

以 上